

1. 施設運営主体

名称	社会福祉法人 たから福祉会
所在地	大阪市西淀川区姫島3丁目2番15号
電話番号	06-6475-2200
代表者氏名	理事長 原 一男

2. 利用施設

施設の種類	保育所							
施設の名称	たからのざと保育園							
施設の所在地	大阪市西淀川区野里1丁目7番20号							
連絡先	(電話番号) 06-6473-2200 (FAX番号) 06-6473-1200							
管理者	園長 原 正直							
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児							
認可定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	2号・3号	6人	12人	15人	17人	17人	17人	84人
利用定員	【2号認定子ども】 満3歳以上の児童（保育を必要とする） 21人 【3号認定子ども】 満1歳以上満3歳未満の児童 23人 満1歳未満の児童 6人							
開設年月日	令和4年4月1日							
事業所番号	0000000022354							
ホームページ	http://tkr.or.jp							
当園の保育理念・ 目的・運営方針	○保育理念 未来を担う子どもたちの愛情と保護者への信頼を大切に、一人ひとりの子どもたちを大切に見守り育てます。							

○目的・運営方針

たからのざと保育園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 「当園」は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- (4) 「当園」は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。
- (5) 「当園」は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (6) 「当園」は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

3.施設の概要

敷地	敷地全体	359.95 m ²
	園庭	地上園庭 22.31 m ²
園舎	構造	鉄骨造 3階建のうち1～3階
	延べ床面積	732.81 m ²

4.主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	どんぐり組（0歳児クラス）
保育室	5室	くるみ組（1歳児クラス）、あんず組（2歳児クラス）、すもも組（3歳児クラス）・かりん組（4歳児クラス）、ゆず組（5歳児クラス）について各1室 ※乳児室・保育室にはすべてエアコン、空気清浄器付加湿器、除湿器、天井扇風機を設置。乳児室及び1・2歳児クラスの保育室に床暖房設備を設置
調理室	1室	
調乳室	1室	
沐浴室	1室	
相談室	1室	個人懇談や育児相談等に使用
多目的トイレ	1室	
エレベーター	1基	
遊戯室	1室	
屋上遊戯スペース		プール設置

5. 職員体制（令和 6年 2月 1日 現在）

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、職員の管理及び業務の管理	1人	1人	0人	
主任保育士	保育士の統括、地域子育て支援等	1人	1人	0人	
副主任保育士	主任保育士の補佐、保育の提供	2人	2人	0人	
保育士	課程及び計画に基づく保育の提供	11人	9人	2人	
保育補助	保育士の補佐、保育の提供	3人	0人	3人	家庭的保育補助者2名
栄養士	献立作成、給食の配膳、食育活動等	1人	1人	0人	
看護師	乳幼児の健康管理業務	1人	1人	0人	
その他職員	施設事務及び施設内外清掃等	1人	0人	1人	事務員
調理員	献立に基づく調理業務	4人	2人	2人	業務委託

<各職種の勤務体制>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
看護師	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）

※ローテーションにより、各保育士等の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は、以下のとおりとします。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	18時30分～19時00分
	保育短時間	朝：7時30分～8時30分 夕：16時30分～19時00分
開所時間	月～金曜日	7時30分～19時00分
	土曜日	7時30分～19時00分
休園日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
自由登園期間	春期：卒園式から入園式までの約10日間	
	夏期：お盆を含む約10日間、冬期：年末年始を含む約10日間	
その他（※）	・入園式（4月第1土曜） ・運動会（10月）	

※その他の日程については、事前に保護者の同意を得て休園する場合があります。

7. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況について

①食事の提供方法

- ・自園で調理し、調理は業務委託をします
- ・業務委託会社名：株式会社 魚国総本社
- ・業務委託期間：自動更新（2ヶ月前までに相手方に申し出て協議の上、解除の決定をする。）

②食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事を提供いたします。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	14時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

③アレルギー対応状況

除去食及び代替食で対応します。食物アレルギー対応マニュアル有。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればお知らせください。

④栄養士の配置状況

業務管理の栄養士による、給食献立の作成・園児の栄養指導及び管理・食物アレルギー対応指導を行います。

8. 利用料金等

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

上記(1)に掲げる保育料のほか、別途「利用者負担明細表」(最終ページ)に掲げる費用を負担していただきます。

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収(郵便振替)	給食費(2号)	1ヶ月	6,500円 (主食費:2,000円 副食費:4,500円)
	給食費(2号) ※① (土曜日利用等で週6日利用する場合)	1回	300円
	行事費(2歳児)	1年	500円
	行事費(3歳児)	1ヶ月	1,000円
	行事費(4歳児)	1ヶ月	1,600円
	行事費(5歳児)	1ヶ月	2,600円
	保険料(日本スポーツ振興センター)	1年	300円 (要保護児童は無料)
	月極 延長保育	30分	3,000円
一時 延長保育	30分	300円	

※① 祝日等の休日は月～土曜日の週6日間から除く。

※給食費、行事費は休園した場合や、月の途中で退園する場合でも、1ヶ月分の徴収となります。日割り計算いたしませんのでご了承ください。

※行事費の詳細及び用品等の金額は、別途「利用者負担明細表」参照

9. 支払方法

毎月の利用料(実費徴収等)は、当月末日(金融機関が休日の場合、前営業日)に郵便振替にて引き落としさせていただきます。

尚、末日に引き落としができなかった場合は、別途ご連絡をさせていただきます。

10. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1 1. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 2. 提供する幼児教育・保育等の内容

保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

○特定教育・保育及び時間外保育の提供

- (1) 上記 6 に記載する時間において、保育を提供します。

○保育の内容

(1) 乳児保育『基本的な生活習慣の自立』

すべての基盤になる乳児期に、丁寧な関わりを通して信頼関係を築き、基本的な生活習慣の自立に向けて細やかに配慮しながら進めていきます。

(2) 幼児保育『自己表現ができ・思いやりのある子どもを育てる』

遊びや生活の中で、望ましい習慣やふるまいを身につけるとともに仲間関係を築き、社会化していくことや、他者への思いやりを育てます。また、行事を通して友達と一緒に達成感を味わうことで、協調性を育み、心身共に成長していくことを目標としています。

(3) 特色ある保育内容

①家庭的な保育環境

家庭的な保育環境のもと、一人ひとりの子どもとゆったりと関わり、生活面（食事、排泄、午睡等）が安定してできるよう、傍で見守りながら個々に合わせて援助を行い、生活習慣を身につける。

②専門講師による特別指導

- ・ 体育指導（4・5 歳児クラス…月 2 回、3 歳児クラス…月 1 回）
- ・ 音楽指導（3 歳児クラス以上…月 1 回）
- ・ スイミングスクール（3 歳児クラス以上…月 1 回）
- ・ 知育教室（4 歳児クラス以上…月 1 回）

③おいしい食事、楽しい食育

給食の食材は基本的にすべて国産のものを使用し、旬の食材を取り入れたおいしい食事を提供できるようにしています。

「食育」では季節の野菜を中心とした様々な食材に触れ、その知識を深めます。(月1回・2歳児クラス以上) また、クッキングやピクニック給食等、楽しい食育イベントを定期的に行い、食に対する興味・関心を育てます。

1 3 . 学校医・嘱託医

医療機関の名称	のぞと診療所
医院長名又は医師名	江藤 理香
所在地	大阪市西淀川区野里3丁目5-34
電話番号	06-4808-8151

※年2回内科検診を実施(5~6月、11~12月)

1 4 . 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	ながの歯科
医院長名又は医師名	長野 宏保
所在地	大阪市西淀川区姫島3丁目13-53
電話番号	06-6472-2336

※年1回実施(6月)

1 5 . 緊急時における対応方法

1. 保育中の病気について

保育中の発熱(37.5℃以上を目安とする)、激しい嘔吐や下痢などの症状がみられた場合には連絡いたしますので、できるだけ早くお迎えにお越しくください。また普段と違う症状がある時は、確認の連絡を入れる場合があります。

2. 感染症について

感染の拡大を防ぐため各種感染症の出席停止基準が定められています。登園時には『登園に関する意見書』に医師の印をもらって提出をお願いします。また、第3種その他の感染症(手足口病・とびひ・水いぼ等)の疑いがあると保育園が判断した場合、受入れを拒否することはありませんが、出来るだけ早く病院の受診をお願いします。感染症名を特定し、保育園での対応を明確にすること、早期に受診し重篤化を防ぐことを理由に、第3

種その他の感染症の場合でも医師の診察及び意見書の提出をお願いしています。

※出席停止等、感染拡大のおそれがあるものについては、同居のご家族がかかれた場合も、原則としてお休みのご協力をお願いします。

3. アレルギーの除去食について

食べ物に関してアレルギーのある方は、医師からの除去食に関する生活管理指導表の提出をお願いします。生活管理指導表は1年ごとに提出頂き、除去食や代替食で対応します。

4. 投薬について

薬は、本来保護者の方の手で飲ませていただきたいので、出来るだけ朝夕2回の服薬に変えて頂けるよう医師にご相談ください。やむをえない場合は保育士が保護者に代わり投薬いたします。その日に飲ませる1回分を別の容器に入れてください。また、容器や袋には必ず大きく日付と名前を記入してください。投薬を依頼される場合は、原則として医師の処方した薬に限ります。その際、【薬の連絡表】に必要事項を記入し、担任に直接お渡ししてください。

5. 台風等警報発令時の対応

当園では台風等警報発令時の対応を下記のように取扱います。

- ・午前7:00の時点で、**大阪市に暴風警報が発令されている**または**地震・洪水等の避難勧告が発令されている**場合は自宅待機（避難）するようお願いします。
- ・午前10:00の時点で警報が発令されている場合は、終日自宅待機するようお願いします。
- ・午前10:00の時点で警報が解除された場合は、保育体制が整い次第保育を行います。この場合給食はありません。
- ・開園時間内に警報が発令された場合、もしくは園が降園時間帯に発令されると予測した場合は、連絡メール等にてお知らせしますので、お迎えをお願いいたします。

※気象状況や地震などの災害時により職員体制が整わない場合は、やむを得ず臨時休園する場合があります。警報が発令中で通園時に危険が生じると保護者の方が判断された場合は自宅待機するようお願いいたします。

※詳細やその他の災害時については別紙「非常災害時の対応について」を参照

【管轄する消防署】

消防署名	西淀川消防署
所在地	大阪市西淀川区御幣島1丁目10番20号
電話番号	06-6472-0119

【管轄する警察署】

警察署名	西淀川警察署
所在地	大阪市西淀川区千舟2丁目6-24
電話番号	06-6474-1234

16. 非常災害対策

防火管理者	園長 原 正直
消防計画届出年月日	令和4年4月届出
避難訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・第1避難場所：野里公園 ・第2（地域）避難場所：野里小学校 <p>※火災発生時は、別途に定める消防計画書により対応。</p> <p>※洪水・津波警報等が発令された場合、屋上遊戯スペースに避難。</p>
緊急時の連絡手段	保護者の携帯電話（スマートフォン）・パソコンに、メールを一斉送信し連絡を行う

17. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	原 正直	園長
相談・苦情受付担当者	阪口 詩織	主任保育士
第三者委員	西村 均	電話番号 06-6473-8076 姫島連合町会 副会長
	安藝 裕久	電話番号 06-6472-7014 姫島地区民生委員協議会 委員長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受け付けた場合には、内容を記録し、適切な対応・改善を図るよう努めます。
また、苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

18. 賠償責任保険の加入状況

当園では、以下の2種類の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	当園の管理下における園児の負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	疾病【医療保険並の療養に要する費用の額の4/10】 障害【障害見舞金 最大3,770万円】 死亡【死亡見舞金 最大2,800万円】

※上記の保険料のみ年間1人300円を保護者に負担していただきます。

（要保護児童（生活保護を受けている児童）の場合は負担金はありません。）

保険の種類	園児事故対策共済事業（大阪市私立保育連盟）
保険の内容	当園の管理下における園児の負傷、疾病、障害、死亡
保険金額	疾病【入院30日限度で1日3千円、通院20日超える場合見舞金 1万円】 障害【後遺障害見舞金 最大10万円】 死亡【弔慰金 10万円】

※保険内容の詳細は、園長までお問い合わせください。

19. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、個人情報の管理、取り扱いには十分配慮し、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。上記にかかわらず、保護者同意の上、小学校、他の特定教育・保育施設等その他の機関に、子ども及び保護者の情報を必要に応じて提供します。

20. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合う事を基本的な考えとして障がい児保育を行っています。

2 1 . 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 虐待防止マニュアルの作成、運用
- ② 職員に対して虐待防止研修を実施

2 2 . 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
0 歳児	5 人	6 人	—
1 歳児	11 人	11 人	—
2 歳児	12 人	12 人	—
3 歳児	17 人	17 人	—
4 歳児	16 人	—	—
5 歳児	—	—	—

2 3 . 連携施設

当園は、以下の施設と次に掲げる事項に係る連携協力を行います。

運営主体	社会福祉法人 たから福祉会
名称	「たから保育園にしよどルーム」
所在地	大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2-10 西淀川区役所内
連携内容	○保育内容の支援 ・給食に関する支援 ・嘱託医（健康診断） ・共同保育（次項参照） ・代替保育の提供 ○卒園後の受け皿の設定

「たからこども園」「たから保育園にしよどルーム」との共同保育について

以下の項目においては、「たからこども園」「たから保育園にしよどルーム」との共同保育を実施します。

- ・土曜日の保育
- ・主に 2 歳児クラス以上が参加する行事（運動会・発表会（練習含む））
- ・遠足、お泊まりキャンプ等の園外保育
- ・定期的な交流

※自由登園期間（夏期・冬期）も利用園児数等により、共同保育を実施する場合があります。

共同保育を行う場合は事前にお知らせいたしますので、保護者の皆様にはお手数ですが、共同保育実施施設への送迎をお願いします。

24. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	—
自己評価の実施状況	毎年度実施	—

※ 同法人内事業所(たからこども園)にて実施(令和3年度)受審結果はホームページに公表

25. 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により、公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

26. その他保護者に説明すべき事項及び留意事項

1. 登園、降園について

- ・登園時間は **AM 9:15** まで〔給食準備の都合上、欠席・遅刻連絡も同様〕、降園時間は **PM3:30** からです。
- ・登降園は必ず保護者及び、それに代わる責任のある大人の方がおこなってください。保護者以外（祖父母、兄弟姉妹を含む）のお迎えの場合は、必ず事前にご連絡下さい。（名前・続柄・迎えの時間等）連絡のない場合は確認できるまでお待ちいただく場合がありますのでご注意ください。
- ・車での送迎は、子どもの安全上及び、駐車スペースがないために原則禁止とします。保育園の前面道路は、車両通行禁止道路（許可車両を除く）となっておりますので、くれぐれもご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。
- ・自転車で送迎される場合は、保育園駐輪場をご利用いただき、近隣のご迷惑にならないようにご配慮ください。また、特に混雑する時間帯は速やかに送迎を済ませていただきますようご協力をお願いします。

2. 土曜日保育の利用について

できるだけお休みのご協力をお願いします。やむを得ず土曜日保育を希望する場合は、給食の食数把握及び職員体制を整える為に、事前に申し込みが必要です。利用する前週の金曜日までに所定の用紙に必要事項を記入して下さい。

※利用に当たっては、【勤務証明書】の提出が必要です

土曜保育の実施は、たからのざと保育園にて共同保育となります。(たからこども園とたから保育園にしよどルームと当園の職員が保育いたします)

3. ホームページ等への写真掲載について

当園では保育活動の様子を、保護者の皆様をはじめ地域の皆様など多数の方々にご理解いただくために、SNSやホームページ等で保育活動や、行事の様子などの写真を掲載しています。その際には、名前が特定されないことがないように、プライバシーの保護に配慮して掲載いたします。(園だより・保育室には、お友達の紹介等で名前を掲載することがあります。) お子様の写真、園だよりやホームページ等の掲載に同意されない場合は、事前にお知らせください。

4. 登降園・連絡システムについて

当園では、連絡アプリを使用して、登園・降園時間の登録、毎日の生活の様子(連絡帳等)及び行事などのお知らせや非常災害時の緊急連絡を行っています。配布いたします「登録方法」をご覧になりながら、必ずご登録をお願いします。

※お子様の発熱などでお迎えをお願いする場合は、確実に伝えるため、緊急連絡表の優先順位をもとに、電話にてご連絡いたします。

5. 撮影機器の設置及び撮影について

当園敷地内における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、園児およびその保護者の安全ならびに安心の確保に寄与するため撮影機器(監視カメラ等)の設置及び撮影を行います。

6. 喫煙について

当園はすべて禁煙です。

7. 宗教活動、政治活動、営利活動について

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。